

NOTE

耕地保有変動の様相

——九州地方八集落（昭和二五―三〇年）
について——

石 黒 重 明

一、はじめに

農地の所有権・賃借権其他の使用収益権の移動は、農地法に基づいて一定の要件の下で、農地委員会・都道府県知事・農林大臣の許可を得て初めて可能となっている。このような統制下にある農地に関する諸権利の移転の量的な規模及びその内容については、各農地事務局及び農地局によって農地移動統制実績として公表されている。従って農地移動の動向については可成り正確な網羅的な資料が継続的に与えられているわけである。しかしこれらの数字は殆んどの場合に府県別に与えられている、例外的な場合を除いては、より細分された地域についての

それは求め難い。そこで更に小さい行政単位についての農地移動の実態を確認して行政の指針とする趣旨で、昭和二七年以降農地局によって全都道府県各一乃至二カ町村を対象とした農地動態調査が実施された。そして昭和三〇年度までの結果が『農地動態調査』『農地牧野移動報告(一)―(四)』として発表された。最近のセンサス類の市町村別数字の公表と併せて、農業構造の現実の動態を捉えるための貴重な一資料であると云えよう。

ところでこの農地動態調査は、対象町村の農地移動の全容を捉えるだけでなく、夫々の町村のうちの一集落について農地移動の有無に関係なく全農家の動態を把握しようとする部落調査を併行して行なった。調査の方法と内容の変更がなされた昭和三〇年までのその資料について主管課の御好意によって利用を許されたので、九州地方七県の対象集落のうちの八集落について、農地移動とその他の諸条件との関連を捉えることを試みた。本ノートはその作業の一部であって、詳細な検討は現地における実態調査と併せて行ないたいが、一応の概括的な検討を中間報告として掲出することとする。

以下の検討にあたっては一応次の点を問題とした。第一に農地移動統制実績の数字のうちに当事者を階層別に区分した数字が与えられている。元資料の性格上、これは農地移動各一件宛の当事者をとらえ、それを累積した数字であって、従って一農

家が数度農地移動の当事者としてあらわれる場合には数字の中には重複してあらわれることになる。

以上では個々の農地移動からとられることをせずに、各農家について、昭和二五年以降三〇年までの経営耕地の拡大又は縮小の有無、すなわち耕地保有量の変動を基準にとらえた。その上で、経営耕地の増加或は減少がどのような条件の農家について見られるかを問題として、いくつかの指標についてそれぞれ経営拡大農家・不変農家・縮小農家に分けて対比を試みた。第三節がそれである。ここでは耕地保有の増減が少なくとも五畝以上見られるものをとり上げた。地域を広くとり多数の農家を含めて検討すれば、個々の具体的な諸事情の差異は平均化され、稀薄化されて、全般的な傾向を抽出し易いのであるが、三〇〜八〇戸程度の集落

参考表 各集落所在町村の概況（昭和32年）

町 村 番 号	耕地面積（町）			採草放牧地 （含山林） （町）	家畜飼養頭数（頭）				動力耕耘機 所有農家数 （戸）
	田	畑	計		乳 牛	肉用牛	馬	豚	
40	152.9	52.3	205.2	15.4	21	208	17	100	2
41	458.0	2.1	460.1	—	78	4	41	36	113
42	114.4	107.3	221.7	4.3	24	270	7	249	13
43	262.5	10.1	272.6	—	6	—	87	12	29
44	219.2	43.4	262.6	21.2	13	198	118	5	5
45	704.3	293.2	997.5	10.4	52	1,008	106	90	7
46-1	443.6	435.6	879.2	22.9	27	1,452	9	197	3
46-2	445.9	713.0	1,158.9	223.2	10	2,100	197	388	1

町 村 番 号	経営耕地規模別農家数（戸）							水田率 （%）	1戸当り 耕地（戸）
	総数	5反 未満	5～ 10	11～ 15	15～ 20	20反 以上	例外 規定		
40	337	135	154	40	3	1	4	74.5	6.1
41	430	126	61	104	91	44	4	99.5	10.7
42	405	181	167	42	3	—	12	51.6	5.5
43	304	131	52	46	43	31	1	96.3	9.0
44	470	212	216	38	3	1	—	83.5	5.6
45	1,357	407	608	290	43	4	5	70.6	7.4
46-1	1,594	752	686	133	9	1	13	50.5	5.5
46-2	1,688	633	630	293	85	16	31	38.5	6.9

- 注. 1) 緊急畜産センサスによる。
2) 対象集落はそれぞれこれら旧町村中の一集落である。

をそれぞれ個別にとって見た場合にも果して傾向をとらえうるかが、ここでは同時に問題になりうるわけである。

更につけ加えて、耕地変動が、農地改革前の所有階層とどのように結びついているかを問題として、第四節に検討した。

本稿では対象集落をNo.40～No.46までの番号で表示したが、これは農地局農地動態調査の町村番号をほぼそのまま利用している。地域の性格を示す簡単な数字(参考表)と所在を示せば前頁および次の如くである。

No.40 福岡県朝倉郡旧久喜宮村。筑後川中流地域の一部に農山村を含む水田地帯。

No.41 佐賀県佐賀郡旧本庄村。現在佐賀市域内に含まれる。佐賀平垣の中心部。

No.42 長崎県北高来郡旧小江村。佐賀県境と諫早市の中間にある、多良岳山麓に続く有明海沿岸傾斜地。

No.43 熊本県八代郡旧有佐村。八代平野の内陸部の平坦水田村。

No.44 大分県大分郡旧狹間村。大分川中流部で農山村の性格が強い。

No.45 宮崎県宮崎郡生目村。宮崎市西境に隣接する平坦村。一部に農山村を含む。

No.46 鹿児島県日置郡旧郡山町。鹿児島市西北境に隣接

《ノート》 耕地保有変動の様相

する、八重山麓シラス台地。

No.46 鹿児島県曽根郡旧岩川町。大隅半島北部火山灰畑作地帯。現在の大隅町の中心部。

二、耕地変動と耕地規模

先ず最初に個別に集落をとってみて、耕地変動に経営耕地規模別の階層差があらわれているか、それはどのような傾向を示すかを見ることとしたい。ここでは耕地変動が五畝を超えるもののみをそれぞれ拡大農家・縮小農家として捉え、その他をすべて不変農家として第一表に示した。集落毎にそれぞれ異なる様相を示すのではないかという当初の予想に反して、昭和三〇年現在の耕地規模で見ると限りでは、可成り明瞭な上層優位傾向がうかがわれる。

すなわち、対象八集落のうちで拡大農家に比して縮小農家の比重の極めて高いNo.40、No.44の二集落では各階層共に縮小傾向を示すけれども、それ以外の六集落では、拡大戸数と縮小戸数の間にそれほど大きな差はなく、しかも階層別に見るならば、夫々の集落の規模別戸数分布に応じて夫々のうちの上層に拡大農家の比重が高く、他方で下層においては僅かな例外を除いて縮小農家の比重が高くなっている。

拡大戸数と縮小戸数との対比からとらえたこのような傾向の

第1表 経営耕地規模と経営増減（5畝以上）

（単位：戸）

集 落	規 模（昭和30年）	総数	脱農	～3 反	～5	～8	～10	～15	～20	～30 反
40	総 農 家	77	3	5	10	18	16	24	1	
	内 拡大農家	7			2	2	1	2		
	縮小農家	45	1	* 4	4	* 12	* 9	* 14	* 1	
41	総 農 家	29	1	5	2	2		9	5	5
	内 拡大農家	6						1	2	* 3
	縮小農家	16	1	* 4	* 1	* 1		* 7	2	1
42	総 農 家	41	3	6	3	11	6	10	2	
	内 拡大農家	9		1			* 3	3	* 2	
	縮小農家	22	1	* 5	* 2	* 8	2	4		
43	総 農 家	32	1	5	4	2	1	3	9	7
	内 拡大農家	10			1			1	* 5	3
	縮小農家	15	1	* 5	* 2	* 3	* 1	1		3
44	総 農 家	44	4	9	5	12	10	4		
	内 拡大農家	7		2		2	2	1		
	縮小農家	22	1	* 5	* 4	5	* 5	* 2		
45	総 農 家	76	1	7	7	10	16	30	4	1
	内 拡大農家	32			* 4	3	6	14	* 4	* 1
	縮小農家	24		3	2	4	7	8		
46-1	総 農 家	45	5	11	8	19	6	5		
	内 拡大農家	13		2	1	5	* 3	2		
	縮小農家	28	3	* 6	* 5	* 10	2	2		
46-2	総 農 家	37	3	1	3	8	6	11	5	
	内 拡大農家	15			1	1	2	* 8	* 3	
	縮小農家	12			* 2	* 4	2	3	1	

注. 1) 農地局農地課農地動態調査（昭和25～30年）戸別表より。

2) 経営耕地が対象期間に5畝以上増加した農家を拡大農家、5畝以上減少した農家を縮小農家とし、それ以内の増減があるか、又は変化のない農家を不変農家とした。

3) 「脱農」欄に不変農家があるのは、昭和25年の耕地面積が5畝以下の場合。

4) 拡大農家と縮小農家のいずれか多数の方をゴシックで表示した。

5) また、それぞれの規模の農家数の半ば以上を占めるものについては、数字の頭に*を附した。

《ノット》 耕地保有変動の様相

ほかに、それほど明瞭ではないけれども変動農家数の比重にも階層差が見られる如くである。すなわち、増減に階層差なく全面的に縮小傾向を示したNo.40,44の二集落を除けば、八反以上で不変農家が当該階層の半ばを超えるものは、夫々平均耕地規模の大きいNo.41集落の一〇・一五反層とNo.43集落の八・一〇反層のみであり、他方八反未満で不変農家が半ばに満たないものはNo.45集落の各階層と、No.46-2集落の三反未満にすぎない。更にNo.45集落については、傾向的には上層の変動率の高さがあらわれている。

以上によって見る限りで、経営耕地の変動は五畝以上の増減をとってさえ総戸数の五二%の農家について見られるのであるが（八集落三九〇戸中不変農家は一八四戸）、変動の割合は上層に高くなっている。そして変動の傾向としては上層での拡大農家優位、下層での縮小農家の多さが、可成り一般的に示されている。

このような傾向は、経営耕地増減を五畝以上に限ることなく、多少なりとも変化のあったものをすべて拡大または縮小農家としてとらえた場合でも、実数では当然変化があるが（変動農家は七六%に当る二九七戸となる）、傾向としては変らない。

参考として同形式で僅かでも変動のあったものを加えて表示すれば第二表のごとくである。

三、耕地増減と諸条件

以上に見たように、個々の集落に分けて検討した場合にも、一応全般的な傾向をうかがうことが可能であるかに見える。従って以下では、経営耕地の増減の動機或は条件を表現するかと思われる諸点と経営耕地増減との関連を見ることとした。

（一）昭和二五年耕地規模

経営耕地規模とその増減とは、経営拡大の欲求度と、他方で経営規模が経済力の強さと併行するとすれば、土地購入余力との二側面で関連すると云えよう。現実にはどのような関連を示すか。

前節で、一応経営耕地の増減と耕地規模との関連のうちに階層間の差異を傾向的にとらえた。しかしこれは昭和三〇年の・五カ年間の変動の結果であって、そのままでは必ずしも嘗て耕地規模の大であったものが更に拡大し、零細経営は更に縮小していることを示すものではない。第三表には昭和二五年現在の耕地規模と五畝以上の増減とを前表と同形式で表示した。

ここでは前節に見たほどには一般的な傾向はとらえ難い。拡大戸数と縮小戸数との対比で、明らかに上層優位が認められるのは、拡大農家が一町以上層に限られている点をあわせて示すNo.41集落のみである。しかし同様に拡大農家が一町以上層に

第2表 経営耕地規模と経営増減（小面積増減をも含む）

（単位：戸）

集 落	規 模（昭和30年）	総数	脱農	～3 反	～5	～8	～10	～15	～20	～30 反
40	総 農 家	77	3	5	10	18	16	24	1	
	内 拡 大 農 家	10			2	3	1	4		
	縮 小 農 家	39 28	* 4 3	4 1	* 10 4	* 9 5	11 6	* 1 9		
41	総 農 家	29	1	5	2	2		9	5	5
	内 拡 大 農 家	10						4	* 3	* 3
	縮 小 農 家	5 14	* 3 1	* 1 2	* 2			* 5 1	1	2
42	総 農 家	41	3	6	3	11	6	10	2	
	内 拡 大 農 家	13		* 3	1		* 3	4	* 2	
	縮 小 農 家	11 17	3	1 2	1 1	* 6 5	1 2	2 4		
43	総 農 家	32	1	5	4	2	1	3	9	7
	内 拡 大 農 家	14			1	* 1		* 2	* 5	* 5
	縮 小 農 家	8 10	* 4 1	* 2 1	* 1	* 1		1 4	2	
44	総 農 家	44	4	9	5	12	10	4		
	内 拡 大 農 家	14		4	1	4	4	1		
	縮 小 農 家	4 26	4	1 4	1 * 3	2 * 6	2 * 6	* 3		
45	総 農 家	76	1	7	7	10	16	30	4	1
	内 拡 大 農 家	41		1	* 4	4	* 10	* 17	* 4	* 1
	縮 小 農 家	5 30	* 6	2 1	2 4	2 4	6	1 12		
46-1	総 農 家	54	5	11	8	20	5	5		
	内 拡 大 農 家	18		4	2	7	* 3	2		
	縮 小 農 家	14 22	5	3 4	2 * 4	7 6	2	2 1		
46-2	総 農 家	37	3	1	3	8	6	11	5	
	内 拡 大 農 家	19			* 2	1	* 3	* 10	* 3	
	縮 小 農 家	7 11	3	* 1	1 * 4	3	2	1	2	

《ノート》 農地保有変動の様相

三二〇

注. 1) 第1表注1), 4), 5) に同じ.

2) 本表では耕地増減のあった農家はすべて拡大, 又は縮小農家とした.

第 3 表 昭和 25 年耕地規模と耕地増減 (5 畝以上) (単位:戸)

集 落	規 模	総農家(a)	0~3 反	~5	~8	~10	~15	~20	~30 反
40	総 農 家	74	8	7	15	17	24	3	
	内 拡 大 農 家 不 変 農 家 縮 小 農 家	5 44 25	* 4 4	* 4 3	2 12 1	2 9 6	1 14 9	1 2 *	
41	総 農 家	29	5	1	3		11	4	5
	内 拡 大 農 家 不 変 農 家 縮 小 農 家	6 16 7	* 4 1	* 1	1 2		2 7 2	1 2 1	* 3 1 1
42	総 農 家	35	6	2	12	6	8	1	
	内 拡 大 農 家 不 変 農 家 縮 小 農 家	9 19 10	* 5 1	* 2	1 8 3	2 2 2	2 2 4	* 1	
43	総 農 家	32	7	2	4	1	3	7	8
	内 拡 大 農 家 不 変 農 家 縮 小 農 家	10 15 7	1 * 6	* 2	1 2 1	* 1	* 2 1	* 4 3	2 3 3
44	総 農 家	43	10	8	9	12	4		
	内 拡 大 農 家 不 変 農 家 縮 小 農 家	5 22 16	* 6 4	2 * 4 2	2 5 2	5 * 7	1 2 1		
45	総 農 家	75	7	6	19	6	33	3	1
	内 拡 大 農 家 不 変 農 家 縮 小 農 家	31 24 20	3 3 1	1 2 * 3	8 7 4	1 * 4 1	15 8 10	* 2 1	* 1
46-1	総 農 家	51	13	11	16	6	5		
	内 拡 大 農 家 不 変 農 家 縮 小 農 家	11 25 15	1 * 7 5	4 4 3	3 * 10 3	2 2 2	1 2 2		
46-2	総 農 家	37	3	5	9	5	12	3	
	内 拡 大 農 家 不 変 農 家 縮 小 農 家	14 13 10	1 * 2	1 2 2	3 4 2	1 * 3 1	* 8 2 2	1 1 1	

注. 1) (a)は新設農家及び昭和 25 年規模不明農家を除く.

2) 第 1 表注 1) ~ 5) に同じ.

多く、最上層の一戸の差を無視すればほぼ同傾向を示す。この集落と、相対的な傾向として上層優位と云いうるように見える。No. 45 の集落をこれに加えるならば、ここでも一応傾向的には耕地増減における上層優位と見ることが出来る。他方、残りの三集落においては、むしろ中間層の上昇として捉えられ、傾向が示されている。これは No. 45, 46 の二集落のそれぞれ五ノ八反層における拡大戸数のうちにも読みとることが出来る。

とするならば、起点における経営耕地規模とその変動との関連においては、経済力乃至蓄積の差を示す上層の拡大がほぼ支配的であつて、それに対して弱い程度に耕地需要の相対的強さを示す中間層上昇傾向が示されると考えたい。かくてこれは前節に見た昭和三〇年の耕地規模による対比とそれほど大きな違いはないと云えよう。

(二) 家族及び労働力人口の増減および兼業経営耕地の規模が農家の家族・労働力構成に規定される側面

第 4 表 耕地増減と家族数増減

集落				家族数増減別			
				増加	不変	減少	不明
40	総	農	家	26	22	29	
	内	拡大	農家	5	2	0	
	縮小	農家	15	14	16	13	
41	総	農	家	14	8	7	
	内	拡大	農家	4	1	1	
	縮小	農家	8	5	3	3	
42	総	農	家	13	14	14	
	内	拡大	農家	3	5	1	
	縮小	農家	8	6	8	5	
43	総	農	家	8	11	13	
	内	拡大	農家	1	5	4	
	縮小	農家	5	5	5	4	
44	総	農	家	5	14	24	1
	内	拡大	農家	0	3	4	
	縮小	農家	3	7	11	9	1
45	総	農	家	21	33	22	
	内	拡大	農家	9	15	8	
	縮小	農家	9	11	4	4	
46-1	総	農	家	20	14	18	1
	内	拡大	農家	8	3	2	
	縮小	農家	8	6	10	6	1
46-2	総	農	家	14	12	11	
	内	拡大	農家	6	6	3	
	縮小	農家	4	4	2	4	

注. 1) 第 1 表注 1), 2) に同じ.
 2) 拡大農家のうちで家族数増加戸数が減少戸数より多い場合、縮小農家のうちで家族数減少戸数が増加戸数より多い場合、不変農家のうちで家族数不変のものが最も多い場合それぞれ戸数をゴシックで示した。

第 5 表 労働力人口増減

集 落	耕地変動別	労働人口 (15~60才) 増減別農家数			
		増加	不変	減少	不明
40	総 農 家	26	24	27	
	内 拡大農家 縮小農家	5 15 6	0 18 6	2 12 13	
41	総 農 家	15	10	4	
	内 拡大農家 縮小農家	2 8 5	4 6 0	0 2 2	
42	総 農 家	14	15	12	
	内 拡大農家 縮小農家	7 6 1	1 11 3	1 5 6	
43	総 農 家	6	10	16	
	内 拡大農家 縮小農家	2 4 0	1 6 3	7 5 4	
44	総 農 家	11	15	17	1
	内 拡大農家 縮小農家	1 6 4	2 6 7	4 9 4	1
46-1	総 農 家	15	21	14	
	内 拡大農家 縮小農家	7 5 3	3 13 9	3 7 4	
46-2	総 農 家	12	12	13	
	内 拡大農家 縮小農家	9 1 2	3 6 3	3 5 5	

注. 前表に同じ.

を無視出来ないとすれば、これらの変動は耕地の変動と関連することになる。それは現実にとどのような姿を現わすか。耕地変動農家とその家族員数の増減とを対比して第四表に示した。

傾向としては、拡大農家のうちでは家族数の増加した農家が減少した農家よりも多く、縮小農家のうちでは家族の減少したもの割合が多いように見える。八集落のうちでこの例外をなすのは No.43, 44 集落の耕地拡大農家と No.46-1 集落の耕地縮小農家についてのみである。しかし家族員数の増加した農家

のうちで占める耕地拡大農家の比重、或は減少した農家のうちでの縮小農家の比重はそれぞれそう高くない。また更に、経営耕地規模に分けて見ても、事例数が少なくなる関係もあって、一定した傾向は全く見られないが、家族員の絶対数について併せて検討した場合にも傾向は見出し難い（共に繁雑を避けて表示は省略する）。

また、家族員中一五〜六〇才を労働力人口として、その増減と耕地規模の変動とを第五表に示したが、家族員数の増減につ

第 6 表 耕地増減と世帯主あつぎ兼業

集 落		兼 業 戸 数			兼 業 農 家 割 合 (%)		
		8 反未満	8 反以上	計	8 反未満	8 反以上	計
40	兼 業 戸 数	7	2	9	21.2	4.9	12.3
	内 拡 大 農 家	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	不 変 農 家	5	0	5	25.0	0.0	11.4
	縮 小 農 家	2	2	4	22.2	14.3	17.4
41	兼 業 戸 数	6	3	9	66.7	15.8	32.1
	内 拡 大 農 家	0	1	1	0.0	16.7	16.7
	不 変 農 家	4	2	6	66.7	20.0	37.5
	縮 小 農 家	2	0	2	66.7	0.0	33.3
42	兼 業 戸 数	8	3	11	40.0	16.7	28.9
	内 拡 大 農 家	1	1	2	100.0	12.5	22.2
	不 変 農 家	6	1	7	40.0	16.7	33.3
	縮 小 農 家	1	1	2	25.0	25.0	25.0
43	兼 業 戸 数	5	2	7	45.5	10.0	22.6
	内 拡 大 農 家	0	1	1	0.0	11.1	10.0
	不 変 農 家	1	0	4	44.4	0.0	28.6
	縮 小 農 家	1	1	2	100.0	16.7	28.6
44	兼 業 戸 数	5	1	6	19.2	7.1	15.0
	内 拡 大 農 家	4	1	5	100.0	33.3	71.4
	不 変 農 家	0	0	0	0.0	0.5	0.0
	縮 小 農 家	1	0	1	12.5	0.0	8.3

《ノート》

農地保有変動の様相

- 注. 1) 世帯主及びあつぎと見られる男子が、他業に従事するものを兼業農家とした。
 2) 第1表注1), 2) に同じ。
 3) 拡大農家よりも縮小農家に兼業農家割合の高い集落については、%の数字をゴシックで表示した。
 4) 兼業農家が極めて少なく、内容にも疑問のある No. 46-1, 2 両集落を除く。

いて見た場合と類似の傾向があらわれているが、より不明確である。拡大農家に増加するものが多く、縮小農家に減少するものが多いという傾向を明瞭に示すのは No. 40, 42, 46, 2 の三集落にすぎない。更に細分すれば全く傾向を求め難い点も前と同様である。

従って、家族及び労働力人口の増減が、経営の拡大縮小と併行する傾向を指摘することは出来るけれども、それは平均的にとらえてはじめてあらわれる程の、微弱な相関のように思われる。

ここで兼業との関係についても一瞥しておこう。世帯主及びあとつぎが兼業に従事するものについて、元資料に疑義のあるもの及び兼業戸数の極めて少ないものを除いた五集落分を第六表に表示した。総農家数に対して世帯主あとつぎ兼業農家の戸数は少なく、またそのうちで経営耕地に五畝以上の変動のあるものはその半ばに満たない。この少数事例について見る限りでは、五集落中 No. 1, 2 集落を除いた四集落までは、兼業農家のうちでは一般に縮小傾向が優っており、他面から見て、拡大農家のうちでの兼業農家割合は、縮小農家におけるそれよりも可成り低くなっている (No. 1 集落のみは兼業農家六戸中五戸までが経営を拡大して、それが拡大農家全七戸の七割を占めるという例外的な傾向を示す)。

《ノート》 農地保有変動の様相

しかし経営耕地規模を分けて見るならば、この傾向は No. 1, 2 集落を除いては明瞭でなくなっている。従って、全体として見る限りであられるこの傾向は、兼業農家の過半が零細農家であることから、前節に見た耕地規模別の上層優位傾向がこのような形であらわれたものと見る方がよいように思われる。

(三) 経営装備との関連

つぎに、農業経営における物的諸条件の整備の度合との関連を見たい。通例の場合動力耕耘機の有無などは一つの指標たりうるであろうが、対象八集落のうちではこの時点で動力耕耘機利用農家のある集落は No. 1, 2, 4, 6 の二集落のみであり、しかもそのうち機械を所有している農家は両集落に夫々一戸にすぎない (一戸は拡大・一戸は不変) ので、ここでは採用出来ない。また脱穀機以外の動力農具も極めて少ない。そこで役牛馬の有無、動力脱穀機の有無によって相対的な経営装備の差が示されるものとして対比して見たい。

畜力保有について第七表に示した五集落のうち四集落までは、耕地拡大農家の方が縮小農家よりも、牛馬保有割合が高くなっている。しかし同表 (付) に見るように、牛馬保有は殆んどの場合五反以上経営の大部分に見られている。したがってここに見る傾向も、経営耕地規模差が牛馬保有の耕地規模差を通じて反映しているにすぎないと思われる。これは、耕地規模差

第 7 表 役牛馬飼養農家と耕地増減

(単位:戸、%)

集 落	区 分	全農家 (A)	役牛馬飼 養農家 (B)	比 率 B/A%	(付) 経営耕地 5 反以上農家		
					総 数 (C)	役牛馬飼 養農家 (D)	比 率 D/C%
40	総 農 家	(74)	(63)		(59)	(57)	(91.6)
	内 拡 大 農 家	7	6	85.6	5	5	100.0
	不 変 農 家	44	38	86.4	36	35	97.2
	縮 小 農 家	23	19	82.5	18	17	94.5
42	総 農 家	(38)	(30)		(29)	(28)	(96.6)
	内 拡 大 農 家	9	8	88.9	8	8	100.0
	不 変 農 家	21	16	76.1	14	14	100.0
	縮 小 農 家	8	6	75.0	7	6	85.6
43	総 農 家	(31)	(17)		(21)	(16)	(76.1)
	内 拡 大 農 家	10	9	90.0	9	9	100.0
	不 変 農 家	14	3	21.4	7	3	42.9
	縮 小 農 家	7	5	71.5	5	4	80.0
44	総 農 家	(40)	(26)		(25)	(21)	(84.0)
	内 拡 大 農 家	7	3	42.9	5	3	60.0
	不 変 農 家	21	14	66.7	11	9	81.8
	縮 小 農 家	12	9	75.0	9	9	100.0
46-1	総 農 家	(49)	(38)		(30)	(30)	(100.0)
	内 拡 大 農 家	14	12	85.7	10	10	100.0
	不 変 農 家	24	18	75.0	14	14	100.0
	縮 小 農 家	11	8	72.7	6	6	100.0
46-2	総 農 家	(34)	(30)		(30)	(28)	(93.3)
	内 拡 大 農 家	15	15	100.0	14	14	100.0
	不 変 農 家	12	10	83.3	10	9	90.0
	縮 小 農 家	7	5	71.4	6	5	83.3

≪ノット≫
農地保有変動の様相

三二六

注. 1) 第1表注1), 2) に同じ.

2) それぞれ飼養農家率の最も高いものをゴシックで示した.

の明瞭でなかった
No. 40, 41 の両集
落で、この傾向が
極めて微弱である
か又は逆の傾向が
見られる事実にも
示されている。

ところで、動力
脱穀機所有との相
関を次に第八表に
類似の形式で示し
た。ここでは三集
落までは拡大農家
の方が所有戸数割
合が高くなってい
る。残る二集落で
も不変或は縮小農
家での割合に比べ
てそれほど低い割
合を示さない。更
に規模を分けて動

第 8 表 動力脱穀機所有農家と耕地増減

(単位: 戸, %)

集 落		全農家 (A)	動力脱穀 機所有農 家 (B)	B/A%	(付) 経営耕地 8 反以上農家		
					総 数 (C)	内動力脱 穀機所有 農家 (D)	D/C%
40	総 農 家	(74)	(22)		(41)	(21)	(51.2)
	内 拡 大 農 家	7	2	28.6	3	2	66.7
	不 変 農 家	44	13	29.5	24	12	50.0
	縮 小 農 家	3	7	30.4	14	7	50.0
41	総 農 家	(28)	(19)		(19)	(19)	(100.0)
	内 拡 大 農 家	6	6	100.0	6	6	100.0
	不 変 農 家	16	10	62.5	10	10	100.0
	縮 小 農 家	6	3	50.0	3	3	100.0
42	総 農 家	(38)	(15)		(18)	(13)	(72.2)
	内 拡 大 農 家	9	7	77.8	8	7	87.5
	不 変 農 家	21	5	23.8	6	4	66.7
	縮 小 農 家	8	3	37.5	4	2	50.0
43	総 農 家	(31)	(21)		(20)	(19)	(95.0)
	内 拡 大 農 家	10	9	90.0	9	9	100.0
	不 変 農 家	14	5	35.7	5	4	80.0
	縮 小 農 家	7	7	100.0	6	6	100.0
44	総 農 家	(40)	(12)		(15)	(11)	(73.3)
	内 拡 大 農 家	7	3	42.9	3	3	100.0
	不 変 農 家	21	5	23.8	8	5	62.5
	縮 小 農 家	12	5	33.3	4	3	75.0

注. 第 7 表と同じ.

力脱穀機所有の大部分が属する八反以上農家に限って見ても（同表（付））、殆んどの場合に（No. 1 集落のみは全戸所有）拡大農家に所有割合が高い。そしてこの傾向は耕地の拡大縮小に耕地規模差のあらわれた集落である与否とを問わずに見られる。従って、経営耕地の拡大縮小は、傾向的にはあるけれども、経営整備の優劣と併行した関係を示すと考えてよいであろう。

（四）特殊商品作

ここでは更に、農業経営の内部にいくらか立ち入って見ることに

第 9 表 特殊商品作（作付 1 反以上）と耕地増減 (単位：戸, %)

集 落				経営耕地8反以上農家						
	全農家	特殊作 付農家	同割合 %	総 数	特殊作 付農家	同割合 %				
40	拡大 不縮 小	大 麥 小	農 農 農	家 家 家	7	3	42.9	3	3	100.0
					44	27	61.4	24	19	79.2
					23	14	60.9	14	12	85.8
42	拡大 不縮 小	大 麥 小	農 農 農	家 家 家	9	4	44.4	5	4	80.0
					19	2	10.5	5	2	40.0
					7	2	28.6	4	2	50.0
43	拡大 不縮 小	大 麥 小	農 農 農	家 家 家	10	7	70.0	9	7	77.8
					14	3	21.4	5	3	60.6
					7	6	85.7	6	6	100.0
44	拡大 不縮 小	大 麥 小	農 農 農	家 家 家	7	1	42.9	3	1	33.3
					20	10	50.0	14	7	50.0
					12	3	25.0	4	2	50.0
45	拡大 不縮 小	大 麥 小	農 農 農	家 家 家	23	16	69.5	21	16	76.2
					21	7	33.3	16	5	31.3
					11	4	36.4	9	4	44.4
46-1	拡大 不縮 小	大 麥 小	農 農 農	家 家 家	13	3	23.1	5	2	40.0
					25	5	20.0	14	3	21.4
					10	2	20.0	6	0	0.0
46-2	拡大 不縮 小	大 麥 小	農 農 農	家 家 家	15	9	60.0	13	9	69.2
					12	3	25.0	16	3	50.0
					7	2	28.6	3	0	0.0

注. 1) 第 7, 8 表と同じ。

2) 特殊商品作の内容は本文参照。

しよう。八集落のうち純平坦水田村で米麦二毛作にいくらかの蔬菜作付のあるNo. 2集落を除くと、他にはそれぞれ何等かの特殊商品作物が経営に組込まれている場合が多い。そのような特殊商品作物が、経営耕地の拡大縮小と関連を持つかどうか、第九表に両者を結びつけて示した。No. 6集落では煙草・ラミー・桑の作付、No. 2集落では煙草・桑、No. 3集落では蘭草・黄麻・いちび、No. 4集落では煙草・七島蘭、No. 45集落では桑・ラミー、No. 46-1では煙草・桑、No. 46-2では桑・煙草・茶の作付が、それぞれ併せて一反歩以上のものを特殊商品作物作付農家としてとらえた。全農家について見れば七集落中五集落までが、拡大農家の方がそのうちの特殊商品作物農家の割合が縮小農家のそれよりも高くなっている。また特殊商品作物の導入は、相対的に規模の大きな農家層に多く見られるので、経営耕地八反以上の農家についてみても、等しく五集落に同様の傾向を見ることが出来る。かくていずれの場合にも同じ傾向を示すのはNo. 2, 45, 46-1, 46-2の四集落であるが、これらは、対象集落のうちで水田率が八〇％以下の町村に属するものと一致する（第一節参考表参照）。したがって、水田の相対的に少ない地域では、特殊商品作物は経営拡大への一つの挺子として作用しているように見うけられる。そして逆に平坦水田村で経営耕地規模も広いNo. 6集落では、特殊作と縮小との相関の方が

《ノート》 農地保有変動の様相

強く見られ、主穀中心経営の強さが想像されるようである。

四、改革前の所有階層と耕地変動

以上には、各集落について現在の諸条件差と耕地増減との関連を見て来たが、最後に農地改革前の土地所有階層が現在の耕地の増減と関連するかどうかを一瞥することとしたい。第二〇表がそれである。

一見して明らかな様に、各集落はそれぞれに異なった様相を示して、全体として統一された傾向は求め難い。そこで先ず八集落を集計した結果を手がかりとして見ることにしよう。

経営耕地八反を境に二分した結果は、本稿の当初に指摘した様に耕地規模の上層では縮小農家よりも拡大農家の方が多く、下層ではその逆となっているし、また不変農家は八反未満経営では過半を占める、以上層では半ばに及ばない。このことは改革前の所有階層を分けてそれぞれに見た場合にも、八反以上経営における一つの例外を除けば、そのままに妥当する（例外と云っても逆の姿を示すのではない）。

ところで、全農家を旧所有階層に分けるならば、最初に目につくのは、改革前に保有限度以上の貸付地を有した層（以下では旧地主層と呼ぶ）に見る拡大戸数に比しての縮小戸数の多さである。これに対して、保有限度内の貸付地を有した層（内容

層 と 耕 地 増 減

耕地8反未満(昭和30)				営 経 耕 地 8 反 以 上					
旧自作地主	旧自作・自作	旧小自作・小作	計	旧地主	旧自作地主	旧自作・自作	旧小自作・小作	計	
0	16	13	33	3	5	25	7	40	
—	2	0	2	0	0	2	1	3	
—	* 9	* 9	* 19	1	* 3	* 16	* 4	* 24	
—	5	4	12	* 2	2	7	2	13	
4	1	1	8	0	7	6	3	19	
0	0	0	0	—	0	* 5	1	6	
* 2	* 1	* 1	* 5	—	* 5	3	* 2	* 10	
* 2	0	0	3	—	2	1	0	3	
2	2	11	18	1	5	2	10	18	
0	0	0	0	* 1	* 3	0	4	8	
* 1	* 2	* 8	* 13	0	2	* 1	3	6	
* 1	0	3	5	0	0	* 1	3	4	
0	8	2	10	4	9	2	5	20	
—	0	* 1	1	* 3	3	0	* 3	9	
—	* 7	* 1	* 8	1	2	* 2	0	5	
—	1	0	1	0	4	0	2	6	
4	2	20	28	2	5	0	7	14	
* 2	0	0	2	0	2	—	0	2	
0	* 1	* 12	* 15	* 1	1	—	* 6	* 8	
* 2	* 1	8	11	* 1	2	—	1	4	
3	1	10	19	10	10	9	18	47	
1	0	1	3	4	4	* 5	* 10	23	
0	* 1	* 5	7	3	3	1	6	13	
* 2	0	4	9	3	3	3	2	11	
16	7	14	38	4	4	1	1	10	
2	1	2	5	0	* 3	* 1	* 1	* 5	
* 9	3	* 9	* 22	* 2	1	0	0	3	
5	3	3	11	* 2	0	0	0	2	
3	9	1	13	1	9	12	0	22	
0	2	0	2	0	* 6	* 7	—	* 13	
1	* 5	0	6	* 1	3	2	—	6	
* 2	2	* 1	5	0	0	3	—	3	
32	46	72	167	25	54	60	51	190	
5	5	4	15	8	21	20	20	69	
13	29	* 45	* 95	9	20	25	21	75	
14	12	23	57	8	13	15	10	46	

《ノート》

農地保有変動の様相

三三〇

階層不明のものを除く。3) 保有限度を超える貸付地を有したものを「旧「旧自作地主」とした。4) ゴジック及び*印は第1表注4),5)に同じ。

第 10 表 旧 所 有 階

≪ノート≫ 農地保有変動の様相

集 落	旧 所 有 階 層			総 数					経 営 旧 地 主
				旧 地 主 (注)	旧自作地 主(注)	旧自作・ 自作	旧小自作 ・小作	計	
40	総	農	家	7	5	41	20	73	4
	内 拡 不縮	大 変小	農 家	0 2 * 5	0 * 3 2	4 * 25 12	1 * 13 6	5 * 43 25	0 1 * 3
41	総	農	家	2	11	10	4	27	2
	内 拡 不縮	大 変小	農 家	0 * 1 * 1	0 * 7 4	* 5 4 1	1 * 3 0	6 * 15 6	0 * 1 * 1
42	総	農	家	4	7	4	21	36	3
	内 拡 不縮	大 変小	農 家	1 * 2 1	3 3 1	0 * 3 1	4 * 11 6	8 * 19 9	0 * 2 1
43	総	農	家	4	9	10	7	30	0
	内 拡 不縮	大 変小	農 家	* 3 1 0	3 2 4	0 * 9 1	* 4 1 2	10 13 7	— — —
44	総	農	家	4	9	2	27	42	2
	内 拡 不縮	大 変小	農 家	0 * 3 1	4 1 4	0 * 1 * 1	0 * 18 9	4 * 23 15	0 * 2 0
45	総	農	家	15	13	10	28	66	5
	内 拡 不縮	大 変小	農 家	5 4 6	5 3 5	* 5 2 3	11 11 6	26 20 20	1 1 * 3
46-1	総	農	家	5	20	8	15	48	1
	内 拡 不縮	大 変小	農 家	0 * 3 2	5 * 10 5	2 3 3	3 * 9 3	10 * 25 13	0 * 1 0
46-2	総	農	家	1	12	21	1	35	0
	内 拡 不縮	大 変小	農 家	0 * 1 0	* 6 4 2	9 7 5	0 0 * 1	15 12 8	— — —
8 集落 合 計	総	農	家	42	86	106	123	357	17
	内 拡 不縮	大 変小	農 家	9 17 16	26 33 27	25 * 54 27	24 * 66 33	84 170 103	1 8 8

注. 1) 第1表注1), 2)と同じ. 2) 新設農家及び農地改革前所有地主, 限度内の貸付地を有したものを耕作地の自作小作を問わず

的に適當でないが以下では仮に旧自作地主層と呼ぶ)と旧自作・自小作層にあっては拡大戸数と縮小戸数とはほぼ等しく、旧自作・小作層では縮小戸数が上廻るが、旧地主層よりはむしろその割合が少なくなっている(以下ではこれらの旧自作・小作・小自作・小作層を一括して云う場合旧農民層と呼ぶことにする)。この集計値に見られる傾向は集落を分けた場合にはどのようにあらわれているか。

先ず旧地主層の縮小傾向について見よう。八集落のうち過半の五集落までは旧地主層での経営耕地拡大は全く見られないし、残る三集落でも拡大戸数が縮小戸数を上廻っているのはNo. 36の一集落にすぎない。もっとも、旧地主層のうちで経営を拡大した九戸のうち八戸までが属する八反以上経営をとって見るならば、No. 36, 38の両集落とも拡大戸数が上廻ることになるが、No. 38集落では該当一戸、No. 35集落ではその差は一戸にすぎない。この層に耕地拡大のない集落ではそれぞれ経営耕地八反以上の旧地主層が縮小傾向を示すのであるから、集計値にあらわれた傾向は、No. 38集落を例外とするならば、可成り全体に共通するものと考えてよいだろう。

旧自作地主層についてはどうか。集計値では拡大戸数と縮小戸数とは後者が一戸多い程度ではほぼ等しかった。ところが、集落を分けてみるならば、拡大・縮小が等しいのはNo. 4, 36,

46-1の三集落、ほぼ等しいNo. 48集落を含めて丁度半ばであり、他は、拡大戸数が縮小戸数を上廻るNo. 40, 46-2の二集落と、逆に全く拡大を示すものないNo. 40, 41両集落とに分たれる。したがって集計値に見た傾向は、この場合各集落のそれぞれの差が相殺された結果と見る方がよいであろう。

旧自作・自小作層についても、同様に集計すれば拡大・縮小はほぼ等しかったが、集落を分けて見るならば、この層に耕地拡大のない集落三 (No. 42, 43, 44)、これに加えて耕地拡大も見られるが縮小戸数の方が多いもの二集落 (No. 40, 46-1) の併せて五集落に対して、No. 41, 45, 46-2の三集落では拡大戸数が縮小戸数を上廻っている。旧自作地主層にも増してこの層では集計値は五集落での縮小傾向と三集落での拡大傾向との単なる加算の結果にすぎないと云えよう。旧自作・小作層もまた集計値と同様に縮小傾向を表すもの四集落 (No. 40, 42, 44, 46-2)、拡大・縮小相等しい集落一 (No. 46-1)、拡大戸数の上廻るもの三集落 (No. 41, 43, 45) と、やはり同じ様に二つの異なった傾向が含まれている。

かくて、集計値にあらわれた傾向は、旧地主層を除いては、各集落のそれぞれ異なった傾向が加算されて相殺された結果にすぎない様である。従つて以下によって、集落別に旧所有階層と耕地変動との関連を見よう。

No.40, 41の二集落では、旧地主・自作地主両層共に耕地拡大なく縮小傾向を示し、従って耕地保有拡大は旧農民層に限られている。そのうちの旧自作・自作層と旧小自作・小作層との間にも明瞭な差異は認め難い（そしてNo.40集落では規模差さえも不明確であるが、No.41集落では明らかに耕地規模の大きさが拡大を支えるものとして示されている）。この両集落では、改革前の所有階層如何は耕地保有拡大の条件とはならず、むしろ旧貸付地所有者層の農業者としての展開度の低さが想像される。

次に旧自作地主層に拡大戸数の比重の高い集落について見よう。No.38集落では旧所有階層構成は、旧貸付地所有者層と旧小自作・小作層に二分されていて、旧自作・自作層は僅か四戸にすぎない。この両極の旧所有階層ではそれぞれ耕地拡大が見られるが、共に八反以上経営に限られている。耕地規模が条件となるかに見える点では差はない。しかしこれら八反以上経営について見れば、旧貸付地所有者層は六戸中四戸までが拡大農家で縮小農家は一戸もないが、旧小自作・小作層では拡大農家は一〇戸中四戸で縮小農家は三戸を数えている点では傾向的に差が示される。これと同様のことが、No.39集落についても云える。この集落では旧小自作・小作層及び旧地主層に属するのはそれぞれ一戸にすぎず、旧自作地主層と旧自作・自作

層に大別されるが、この両者についてNo.42集落に見たとほぼ同様に、拡大農家一五戸中二三戸までが属する八反以上経営農家のなかで、旧自作地主層では縮小がなく九戸中六戸が拡大、旧自作・自作層は二戸中七戸が耕地を拡大しているが、三戸の縮小を含んでいる。これら両集落では、経営耕地規模差と併せて、改革前の所有資格差が或る程度作用していると云える。

旧地主層に耕地拡大なく縮小傾向を示し、旧自作地主層では拡大戸数と縮小戸数が等しいものとしてNo.43, 44の二集落があるが、それぞれ異なった姿を示す。No.43集落では、旧貸付地所有者層と旧小自作・小作層によって大部分が占められているが、そのうちで耕地拡大農家四戸はすべて旧自作地主である、しかもその間に経営耕地規模差は見られない。ここでは全体としての縮小傾向の中で、自作地主という旧所有資格が拡大の条件となっている如くである。ところでNo.44集落では異なっている。ここでは旧地主層を除いた八反以上経営では耕地縮小が見られず、大半（六戸中五戸）が拡大農家である点にいくらかの耕地規模差を見ることができ、旧自作地主層と旧農民層との間には、規模の上下を問わず殆んど差異がない。残る二集落は、旧地主層にもそれぞれ数戸の耕作拡大農家が見られる。そのうちNo.45集落では旧貸付地所有者層はいずれも拡大・縮小がほぼ等しい。ところが、ここでは耕地拡大二六

戸のうち八反以上経営が二三戸と大半を占めていて耕地規模差は明瞭にあらわれているが、旧所有階層差は少なく、むしろ八反以上経営については旧農民層の側に拡大農家の割合が高目となっている。ここでは旧所有階層は保有耕地の拡大縮小とは関連を持っていない。最後のNo. 6の集落は形としては些か他と異なっている。ここでは旧自作・自小作層は一戸の縮小を除いては保有耕地に変化がなく、規模を分ければこの階層の大半（一〇戸中八戸）が八反未満経営の大部分（一〇戸中八戸）を占めている。したがって耕地保有に變動のある農家の殆んど（一七戸中一五戸）が八反以上の経営で且つ旧貸付地所有者層か又は旧自作・小作層に属する結果となっている。そしてこの両者の間には拡大・縮小比率にも大差がない。更に細分すれば旧地主層と旧小作層には共に縮小農家が存在しない。この集落のある八代平坦部での地主制の特質を考慮すればここでの旧所有階層の意味は他と異なると思われるが、実地に検討しなければ結論を出し得ない。一応ここでは旧地主層と小作地を組込んで経営を展開した旧農民層とからなる経営耕地規模での上層に耕地拡大が見られると考えておきたい。

このように見て来るならば、改革前の所有階層と耕地変動との関連は一般にそれほど強いものとは思われず、むしろ経営耕地規模差が多の場合に目立つ結果となっている。僅かに特徴

的なものは旧地主層が全般に縮小傾向を示すことと、No. 6の集落での旧自作地主層に限られた耕地拡大、及びNo. 6の集落での旧貸付地所有者層と旧小作層の両極での拡大傾向（しかしここでは同時に耕地規模差と併行している）とである。

五、要 約

以上に粗雑ではあったが、耕地保有規模の變動と諸指標との関連を対象八集落について個別に検討して来た。多くの場合に可成り一般に共通な傾向性が見られたけれども、集落によってそれぞれに差があって、全体としての様相は直ちにはとらえ難い。

しかし、以上の八集落をその置かれている地域の水田率の順に並べて見ると、次の様なことが云えないであらうか。経営耕地規模の大きさと耕地保有拡大率の高さとの併行関係は可成り一般的であったが、その中でも明瞭な傾向を示すのは平坦水田村であるNo. 41（佐賀）、No. 43（熊本）の両集落であった（第一、三表）。他方で畑地率の高いものから順に四集落をとればNo. 41・2（鹿児島）、No. 43（長崎）、No. 44（宮崎）であるが、そこでは耕地保有拡大農家に特殊商品作がより多く導入されていることが見られた（第九表）。佐賀・八代両平坦水田地帯では同集落内部での土地条件差はそれほどないであらうから、耕

地規模の大きさは商品化率の高さを示すと考えるならば、これらは共にそれぞれの地域での商品生産の展開をとらえ得た経営が拡大の方向をとり易いことを示すのではなからうか。そして多くの場合に示されるように、特殊商品作の導入が一定の耕地規模の保有を前提とする（第9表）時に、これらの畑作地帯に

についても耕地保有規模での上層における拡大傾向が可成り強く示されることにならう。例えばNo.46「集落では特殊商品作付は耕地規模との関連が少ない（第9表）」が、ここでは昭和二五年耕地規模の大きさと耕地保有拡大とは併行していない（第三表）。そして更に、多くの場合拡大農家に経営裝備の相対的優位が示される（第七、八表）のだから、経営耕地保有の拡大は、経営内容を充実させて夫々の地域での商品生産の展開に即応していく農民層に担われていると判断出来よう。このように見るならば、No.40（福岡）、No.42（大分）の如き中間的な地帯の場合には、そこでの農業における商品生産の展開が上記の様な単純な指標ではとらえ得なかったのではないであらうか、今後の検討に俟ちたい（もっともNo.45集落については後述）。

ところで、家族員数或は労働力人口の増減と耕地増減との関連については、細分すれば明瞭ではないが、平均的には併行関係の見られる場合の多いことを前に述べた。この点も地域を分ければ、上記の畑作率の高い集落ではほぼ共通しているが、平

《ノート》 農地保有変動の様相

坦部の集落ではあまり明瞭でない。近傍その他の労働力市場との関連は明らかではないが、相対的に外部雇傭の機会の少ない地域では家族或は労働力人口の増減は、平均的な傾向としてはあるが、土地需要を或は強め或は弱める作用を現実に示していると見てよいであらう。

最後に、農地改革前の所有階層は前節に見たごとく、耕地変動にほとんど作用していないと思われるものと、或る程度の作用の見られるものがあつたが、後者の殆んどが耕地保有規模と併行する限りのものであつて、重視する必要は一般にないであらう。ただNo.45集落（大分）の場合だけは集落全体での縮小傾向の中で旧自作地主層のみに耕地拡大が見られた。他方この集落は、その他の諸条件と耕地保有変動との関連では、一般的な傾向とは異なつた様相を示すことが多かつた。実態の検討なしには断言し兼ねるが、旧所有者資格の優越が他の諸条件を圧して示される唯一の例外と思われる。

〔附記〕 以上は農地動態調査・部落調査の戸表を利用したの検討の中間的な概括である。耕地移動を各農家について総括して五カ年間の増減としてとらえ、これと諸条件との関連をそれぞれ個別に見た。更に耕地増減の内部に立入って、自作地化の傾向との関係、移動頻度、移動事由、当事

《ノート》 農地保有變動の様相

者間の關係なども見たいし、また諸条件を個別にも、より詳細に觀察し、諸条件相互の関連も更に検討を加える必要がある。結論に至るまでにはなお幾多の問題が残されているが、これ等は継続して予定されている実態調査による補充と併せて行ないたい。中間報告とする所以である。